

令和8年第2回八百津町議会定例会会議録（第2日）

令和8年3月13日（金曜日）

1. 出席議員（7名）

2番	渡 邊 成 章	3番	後 藤 一 夫
4番	安 藤 峰 行	5番	後 藤 香代里
6番	赤 塚 孝 博	8番	加 藤 良 治
9番	林 俊 宏		

2. 欠席議員（1名）

1番 アディエ 三恵

3. 地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	金 子 政 則	副 町 長	古 田 功
教 育 長	社 本 勝 義	総 務 課 長	上 野 義 治
町 民 課 長	後 藤 光 次	健康福祉課長	岩 井 好 正
建 設 課 長	平 井 靖 司	農 林 課 長	中 嶋 孝 治
地 域 振 興 課 長	赤 塚 誠	水 道 環 境 課 長	林 誠
教 育 課 長	大 鋸 悟	防 災 安 全 室 長	鈴 木 彰
秘 書 室 長	松 浦 政 和	会 計 管 理 者	佐 藤 充 之

4. 職務のため出席した事務職員

事 務 局 長 飯 田 博 年 書 記 平 林 沙 姫

5. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 議案第4号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第10号））
- 日程第5 議案第5号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第11号））
- 日程第6 議案第6号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第12号））
- 日程第7 議案第7号 八百津町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第8号 八百津町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

日程第9	議案第9号	八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第10号	八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第11号	八百津町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第12	議案第12号	八百津町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第13号	八百津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第14	議案第14号	八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第15号	八百津町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
日程第16	議案第16号	八百津町小口融資条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第17号	八百津町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第18号	八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第19号	令和7年度八百津町一般会計補正予算（第13号）
日程第20	議案第20号	令和7年度八百津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第21	議案第21号	令和7年度八百津町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第22	議案第22号	令和8年度八百津町一般会計予算
日程第23	議案第23号	令和8年度八百津町国民健康保険特別会計予算
日程第24	議案第24号	令和8年度八百津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第25	議案第25号	令和8年度八百津町介護保険特別会計予算
日程第26	議案第26号	令和8年度八百津町水道事業会計予算
日程第27	議案第27号	令和8年度八百津町下水道事業会計予算
日程第28	議案第28号	八百津町と美濃加茂市との間の学校腎臓検診事務の委託について
日程第29	議案第29号	町道の路線認定について

午前 9 時 30 分開議

○議長（後藤一夫） 本日の定例会に、アディエ三恵議員から欠席届が提出されましたので、受理いたしました。

ただいまの出席議員は 7 名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和 8 年第 2 回八百津町議会定例会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付またはタブレットに配信いたしました日程表に従って、会議を進めたいと存じます。

朗読は省略させていただきます。

○議長（後藤一夫） 日程第 1、諸般の報告をいたします。

事務局長より報告させます。

事務局長 飯田博年さん。

○事務局長（飯田博年） 報告いたします。

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、随時監査の結果報告についてが、八百津町代表監査委員から提出がありましたので、別紙のとおり報告第 6 号により報告いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（後藤一夫） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

○議長（後藤一夫） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名者は、会議規則第 121 条の規定により、8 番 加藤良治さん、9 番 林 俊宏さんの両名を指名いたします。

時間調整のため、そのまま待機を願います。

○議長（後藤一夫） 日程第 3、一般質問。

これより一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、9 番 林 俊宏さん。

（9 番 林 俊宏さん 登壇）

○9 番（林 俊宏） このところ、春めいてきたような感じがいたしますけれども、非常に寒暖差がございますので、町民の皆さんは風邪を引かないように健康管理に十分気

をつけていただきたいなというふうに思っております。

東日本大震災から15年、早い月日が経過いたしました。風化させないためにも、この教訓を踏まえて、私たち、そして町民の皆さんには日頃から何かのときの災害に備え、十分命を守るための施策を取っていただきたいと思います。

今年度は、当町では八百津町合併70周年ということで、様々な行事、またリトアニアへの町民派遣など、いろいろと盛大にやっていただき、また、3月1日には八百津町の本町通りで開催されましたストリートフェスティバル、これも好天に恵まれまして、非常ににぎやかな1日でした。開催地でございます近隣の町民の皆さんには、本当にいろんな意味でご理解やご協力をいただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。

先日、我々の同志議員でありました長谷川議員が県議に当選されまして、お祝いを申し上げたいとともに、加茂郡をはじめ、八百津町のために一生懸命ご尽力をお願いしたい、そんな思いでいっぱいでございます。そのため、八百津町議員2名の欠員によりまして、補欠選挙が行われます。3月31日告示、4月の5日の投開票の日程だそうでございます。町民の皆さんにはしっかり関心を持っていただいて、よろしくをお願いしたいと思います。

少し話が長くなって申し訳ございませんでした。本題の質問に入ります。通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

約3年ぐらい前にも、同じような関連の質問をさせていただきました。皆さんもご存じのように、年々人口が減る状況の中で、郷土の伝統文化の継承についてをお尋ねしたいと思います。

約400年続く八百津町の二大春祭りでございます。八百津だんじり祭り、そして久田見の糸切りからくりのお祭り。今、当町だけでなく全国的に少子高齢化が進む中、この誇れる伝統文化の継続が難しくなってきた状況でございます。郷土の文化が次世代へ継承されることが、近々の課題になっている状況でございます。

山車による文化財保存維持におきましては、審議会の審査において大変なご理解やご支援をいただき、この場をお借りして感謝を申し上げるところでございます。担い手不足といいたいでしょうか、やはりお祭りに関わる人、参加人員が本当に少なくなってきたというのが実情でございます。毎年役員が各事業所をお願いに行ったり、また、小学校、中学校、さらには高校へも協力をお願いに回っている状況でございます。

現在、八百津小学校、そして八百津中学校の取組としまして、郷土の文化である地元の協力者の指導にて、歴史的な山車の説明であったり、見学をしていただいたり、郷土

の文化を勉強していただいております。郷土に対する誇りと愛着を育むための機会を生かして、人道教育同様、文化活動への参加を体験していただき、町内外の人々の交流と年齢幅の異なるところでの共同作業といいたいでしょうか、一緒になって楽しくやるそのお祭りを通じながら、小中学校での多様化する特色ある教育として、また育成を図ることのできる行事として、学校教育の一環としてできないものか、執行部のお考えをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（後藤一夫） 教育長 社本勝義さん。

○教育長（社本勝義） 林議員のご質問にお答えをします。

八百津だんじり祭りや久田見からくり祭りは、長年にわたり地域の皆様によって守り伝えられてきた本町を代表する大切な文化であり、その価値については私自身も十分認識をしております。地域文化継承の観点から、学校の教育課程の一環、行事という言葉をお使いになりましたね。学校行事として位置づけてはどうかというご提案についても、重みのあるご意見として受け止めております。

それではまず、教育課程の一環としての学校行事に関わる制度について触れさせていただきます。学校全体の教育方針や指導計画等を関連法令に基づき立案することを教育課程の編成というふうに言います。学校行事は学校教育法に基づき、教育課程の一環として実施されるものであり、その具体的な編成権は校長に属しております。

教育委員会は設置者として学校に対して指導助言を行う立場にあります。個別の教育課程の編成や学校行事の内容を直接決定するものではございません。このため、この議会の場で特定の活動を教育課程の一環として学校行事とすべきかどうかについて判断を示すことは、制度上、慎重であるべきものと考えております。この制度について、まずご理解いただきたいと思います。

その上で、仮に学校行事と位置づける場合の整理すべき幾つかの点を説明いたします。

学校行事として位置づけた場合、それは教育課程の一部となるため、児童生徒にとっては授業と同様の性格を持つこととなり、実質的に参加義務が求められます。この教育課程の一部となることと、児童生徒の実質的な参加義務となる、そのことについて、次のような課題が生じてくるというふうに思っております。

1つ目として、内容面で言えば、学校行事は学習指導要領に照らして行うもので、学びとして学習指導要領の内容と矛盾しないよう、目的や学習内容を明確にする必要があります。

2つ目として、祭りの実施地区と学校区が一致していない点への配慮も必要です。この点につきましては、先ほども議員が触れられましたが、令和5年第2回議会定例会に

おける林議員に対する答弁において、各地区にある地域文化を尊重すべき旨を申し上げたところでございます。

3つ目として、土曜日、日曜日の実施となれば、生徒個々に応じたスポーツや文化活動、地域行事、家庭での時間などの休日の過ごし方との関係や、保護者、地域の理解、教職員の勤務の割り振りなどの調整が必要となります。

4つ目として、学校行事となった場合には、学校には安全配慮義務が生じます。これは事故やけが等の危険を予見し、それを回避するための必要な指導や監督、環境整備を行う責任を意味するものであり、当日の対応だけでなく、事前の安全管理も含まれるものです。二大祭りは学校が主催する行事ではなく、地域によって運営されている祭礼です。運営全体を学校が管理する立場にはないということを考えますと、祭りに関する安全配慮義務を学校が負うということについては、慎重な整理が必要であると考えております。とりわけ二大祭りは規模も大きく、その安全管理の想定も決して簡単なものではないと認識しております。

5つ目として、年間の授業時数との関係も整理が必要となります。国は年間の標準授業時数を定めておりますが、祭りを学校行事として実施する場合、その時間を確保するためには他の教育活動との調整、つまり既存の教育活動を削ることが必要となる可能性があります。

6つ目として、二大祭りは神社祭祀との関係も有する行事であることから、日本国憲法に定められる信教の自由及び政教分離の原則、また、教育基本法に規定される教育の宗教的中立性との関係についても配慮が必要で、先に述べましたように、学校行事として参加を義務づけることや、教育内容等について慎重に整理していく必要があるものと考えております。

このように、地域文化の継承の重要性は十分認識しつつも、学校行事とすることについては制度上、検討すべき課題が複数あり、実施のハードルは低くないと考えております。

一方で、地域の祭りについて学び、関心を持つ児童生徒を増やしていくことは大変意義のあることです。現在も八百津小学校や久田見小学校、八百津中学校では総合的な学習の時間を活用し、地域の方から祭りについて学ぶ取組が行われております。八百津中学校の総合的な学習の時間では、八百津祭りの三輦のだんじりが入っている倉庫がありますね。あそこに入って、実際に地域の方にだんじりに乗せていただいて学んでいる姿があり、実はこの祭りに慣れている八百津小学校区の子たちよりも、錦津小学校区や和知小学校区の子たちが歓声を上げているという、地域の方の声を聞いているところです。

祭りは、地域の皆様が主体となって守り伝えてこられた文化であります。教育委員会といたしましても、学校教育の中で地域文化への理解を深める取組を進めながら、子どもたちが地域の誇りある文化に関心を持つ機会を今まで同様大切にしていまいりたいと考えております。

以上で、林議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 9番 林 俊宏さん。

○9番（林 俊宏） 教育長、ありがとうございます。もちろん教育長の言われた制度の問題、立案、編成、また校長に属していると、決定権がない、また、いろんな進めるに当たっては学校区、内容、学び、それぞれの土日の文化活動としての課題が様々にあるだろうと。また、指導、監督、安全管理、そして年間の授業の時数調整、1年間を通しますと、今の子どもたちも本当に忙しいだろうというふうに私は思います。

今回私がこの質問をさせていただいたということは、その前に、四郷と言いますと、この地区の役員の皆さんからのお話を聞いてありますので、ちょっと読み上げさせていただきます。「本年の八百津だんじり祭りにつきましては、四郷会議役員を中心に、今できることを着実に実行しております。その方針の下、準備を進めておる状況でございます。現在、この地元の八百津高校の窓口で、大変なご協力の下、可茂地区管内九つの高校の応援引きボランティアの募集をお声がけいただいております。つきましては、高校生のみならず町内小中学生の皆さんも、町の伝統文化を体験学習の機会として、八百津、久田見祭りを学校行事の一環として位置づけていただくことを検討していただけないでしょうか。申すまでもなく、小中学生は地域の将来を担う大切な存在でございます。将来、町内に残られる方はもとより、町外へ進学、就職される場合であっても、郷土の誇る文化財と人々の結びつきを体感し、故郷への愛着と誇りを育む機会となれば幸いに思います。」ということで、いろいろ関係者の皆さんはこういう思いで、今まで積み上げてきた状況でございます。

おかげさまで、以前とはかなり変わってきてまして、本郷組というところとちょうど社本さんが生まれた地区のところで、中学校の女の子をはじめ、16名の方が要するに参加をいただきました。これは、ただ、お祭りに参加して引くだけではなく、先ほど言いましたように、この伝統文化を通じながらこの八百津の誇り、そして、その思い出が大人になったときに、やっぱりやってよかったと。そのために、毎年携わった子が少しずつではございますけれども、おるということなんです。

ということは、結婚して町外へ出ていっても、必ず子どもだったり孫だったり、要するに、ただ、その部分を見るだけではなくて、ずっと先を考えていけば、やはりこのふ

るさとのよさというものをさらにまた深めていただけるという期待を我々は感じとるわけですね。単に山車を引いてくれるだけの思いじゃなくて、行き先のことも含めた状況の中で、何とか一つそういった取組に関してご理解、ご協力をいただけるものであれば、僕らはこの大事な子どもたちに対して、よりよいその体験とこのふるさとのよさ、思い出し、それを持って、感じていただきたいというのが目的なんです。

だから、いろいろ学校のトータル的なスケジュールだとか、そういった部分で難しいことは確かにあると思いますが、大きく先々のことも考えますと、やはり携わったことに関して、きっと子どもたちはその違いを生み出してくれるだろうと同時に、今の子どもたちは、同級生はともかく、大概是高校生でもデュアルでうちに毎年預かっとなんですけど、まず一言目には、自分はコミュニケーションが下手だから、コミュニケーションを取りたい。私は端的に、コミュニケーションを取るんだったら、自分をさらけ出さない。そして、分からないことだったら、それをどんどん聞きなさいと。

これは山車も僕は一緒やと思うんです。まず、いろんな方々と交わって、本当にその喜びというのは、きれいに曲がったときのよさ、それと最後にやり切った感、それはやってみないとやっぱり分からない世界なんです。そういったことをトータル的に、ただ、引いてほしいとかいうことじゃなくて、私はそういった部分を重視しながら、その指導の一環にできないものかなというふうに考えるわけですけど、先ほど社本さんが言われたように、現場が主体になっておるということは十分私も理解しておりますし、こういうことなんだということを僕は一番理解していただきたいというのが、本当のこの質問なんです。

それに関しては、先ほど言われたことは多分、教育長もないと思いますが、僕の思いというのに対しては、どのように考えてみえますか。

○議長（後藤一夫） 教育長 社本勝義さん。

○教育長（社本勝義） 私の名前を出していただきましたので、私のことも語ると、私も小学校に入る前からだんじりに親しんで、だんじりが大好きで、子どもの頃はリコーダーで節をお祭りじゃないときも吹いて、近所からうるさがられるぐらい、そのくらい大好きです。私は小学校時代の思い出が幾つかあるんですけども、自分が小6のときにおはやしを笛で吹いて、そのときのテープを地域の方が撮ってくれて、それを今でも宝にしています。デジタル化して、今でも聞いています。大好きです。

子どもたちが地域文化に関わるよさは、私も十分理解をしております。学校長に対しても、できる限りの連携を取りましょうという話をしています。今年度、四郷の代表の役員の方が、毎年来てくださっているんですけども、教育委員会を訪れ、その後、八百

津中学校に訪れ、ボランティアの要請をされました。今年の校長はその思いを受けて、ボランティアの方々がつくったチラシがあるんですが、それを校内配布する約束までしました。

ですが、私が先ほど述べたことは、教育課程の一環として学校行事の一部とすることについては非常に危険があるよということをご理解いただきたいということなんですね。先ほど私は法令を基に申し上げましたが、全国には今いろんな裁判があって、いろんな判例が出ているんです。

学校の安全管理というのは、三つあるんです。予見する管理、予見したことを防ぐ管理、そして監督する管理なんですね。例えば、平成になってからの最高裁の判決だと、昼休みに子どもが遊んでいた。昼休みの位置づけって、教職員も働くものですから、なかなか微妙じゃないですか。しかし、子どもの発達段階を踏まえれば、昼休みですらしっかり管理しないといけないという最高裁の最終的な判決が出ているんですね。

あと、高校のボランティアについても触れられました。法令上は、裁判の判例においてもそうなんですけども、小中学生と高校生と明らかに違います。小学生は保護者と同様の監督義務がある、そういうふうに言っています、裁判所は。高校は、義務教育でなく自主的に入った活動なので、生徒自身の自主性を認められるって言っています。

だから、安全配慮義務にも濃淡があるんですね。もし、祭りで事が起きたときに、だんじりを引くだけじゃないんですよ。先ほど言ったように、休憩時間も含めてです。どうやって集合させるか、どうやって活動させるか、どうやって解散して、どうやって家に帰させるか、そこまでの管理が学校行事としてしまうと求められるということです。これを簡単に校長がうんと言えないのは、そういう意味があるということをご理解ください。

林議員は毎年、保存会の一員として、祭り当日の2日間だけじゃなくて、一生懸命関わってくださっている姿を私も見ています。そういう熱い思いに応えたいんですけれども、いざ教育課程の一部とすることについては大変な問題があるということ、地域の方にも理解していただきたいなと思います。

一方で、ボランティアに参加するとなると、これは学校教育法の規定とは違います。民法上の規定になります。親が理解をして、保護者の責任で自主的に参加するという形にあります。そうすると、安全配慮義務は随分違います。祭りの当事者の皆さんに関わる安全配慮義務も変わってくるわけです。ですから、ご質問が教育課程の一部として、学校教育の一環としてというご質問ですので、私の答えは先ほどと変わりません。

しかし、ボランティアをどうやって広げていくかということについては、時代に合わ

せて、いろんな工夫をしていけばいいのではないかなというふうに思います。それはぜひ教育委員会や学校と今後、協議を重ねていくことかなというふうに思っています。

私の所見は以上です。

○議長（後藤一夫） 9番 林 俊宏さん。

○9番（林 俊宏） ありがとうございます。いろんな意味で、いろんな立場で、なおかつ今、高校でも非常に難しいそうです。それは分かっているんです。小さな義務教育の課程の子どもでもそうですけど、今言われたように、当然のことだと思うんですよね。ある意味何かあったら、これはそういうことを経験しながら学ぶということもあり得ると思うんです。とにかくもう危ないという大条件の中でできないということであれば、これはもう何ともならないんですけど、いろんな形の中で社会全体の中でやっぱり知恵をつけていくということも、これは大事なことだろうと思います。

引き続き、私は今までどおり、ボランティアの形の中で少しでも輪が広がるように働きかけをしてもらうことを、四郷の皆さんには期待したいというふうに思っておりますし、今まで細かくお話の中で体験することによりまして得ることの大きさは、はかり切れないほどの感動であったり、達成感であったりということが、将来に向けてきっとプラスだろうというふうに思ったものですから、こういう質問をさせていただいたんですけど、きっとふるさとの愛着、思い出が残り、必ずやこの時期になれば、いろいろな形で応援していただけるものと、そういう期待をしております。

また、八百津町の職員でもそうですよ。八百津町の職員でも、できるもんならやっぱりこの関係に携わっている仕事をしているということであれば、できる限りこの八百津町の祭りには協力してあげる、その思いは必要かなというふうに私は期待したいと思います。強制することは、これはできませんので、できるもんなら職員の方にもぜひ参加をしていただけるようお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（後藤一夫） 次に、2番 渡邊成章さん。

（2番 渡邊成章さん 登壇）

○2番（渡邊成章） 議長のお許しをいただきましたので、私から質問させていただきます。今回は、スポーツ少年団が利用する体育施設の利用料について質問させていただきます。

現在、八百津町にある体育施設は、人工芝の多目的グラウンド、テニスコート、また野球場や体育館など、たくさんの施設があります。その施設を利用しているスポーツ少年団に所属している子の親御さんやおばあちゃんなど複数人からお声をいただいております。

ます。なぜ子どもたちが使用するのに、近隣のほかの町は無料なのに八百津町は違うのか、そのような声をいただいたので、調べてみました。

まず、八百津町は登録している町内の少年団への減免措置として、利用料は無料、照明料は約50%徴収しています。八百津町以外の加茂郡の多くの町村では、使用料、照明料ともに減免されており、使用する際に料金を徴収しているところはありませんでした。川辺町と坂祝町では、少年団の夜間の使用はしていないということでした。

このような状況で、実際に利用するご家族から、今回のように料金について疑問の声があります。八百津町も他町村と同じように利用料、照明料ともに無料にすることで、子どもたちの活動もしやすくなると考えています。八百津町の大切な子どもたちが使用する際は、使用料、照明料ともに無料にしていかがでしょうか。

また、現在町内の少年団はどれぐらいの登録数があるのか。ここ数年の使用歴から、照明料を無料にした場合に、町への収入が年間でどれぐらい減るのか。

質問をまとめます。1つ目、少年団の登録数。2つ目、照明料を無料にした場合に、無料になるのは年間幾ら分なのか。3つ目、説明したとおりの理由により、少年団の利用では使用料、照明料ともに無料にしてはどうか。この3点について、町の考えを伺います。

○議長（後藤一夫） 教育課長 大鋸 悟さん。

○教育課長（大鋸 悟） 渡邊議員のご質問にお答えをいたします。

スポーツ少年団は、地域に根差した活動を通じて、子どもたちの心と体を育てる社会教育団体で、スポーツ、交流、社会活動を通じて協調性や創造性、社会のルールを学ぶことを目的としています。

ご質問の1つ目はスポーツ少年団の登録数ということですが、八百津町におけるスポーツ少年団は、過去には各地区に多くの単位団がありましたが、現在登録されている単位団は町全体で4団体となっています。1団体目は野球の八百津野球で、団員数19名、2団体目は、サッカーの八百津FC Jr 20名、3団体目は、バレーの八百津町VBC 15名、そして、4団体目はバスケットのYMB 18名で、合計4団体72名となっております。

ご質問2つ目の照明料を無料にした場合の負担につきましては、野球を除きます3団体から照明料を徴収しております。年間合計で12万円ほどとなっております。この金額が、無料にした場合の町負担の増額となります。

次に、他町村と同じように使用料、照明料ともに無料にしたかどうかというご質問です。使用料と照明料について、加茂郡内の町村の状況を紹介しながらお答えをしたいと思います。

初めに、使用料ですが、加茂郡内の町村においては、基本的に昼間の使用料は全ての町村で無料としていますが、夜間につきましては、活動自体を認めていない町が一つと、夜間の減免はしていない町が一つあり、そのほかの八百津町も含めました五つの町は夜間の使用料も昼間同様、無料としています。

次に、照明料についてですが、夜間使用料を減免していない二つの町は、夜間照明料も減免をしておりません。八百津町においては照明料は実費という考えの下、原則徴収としていますが、スポーツ少年団につきましては約50%の減免を行っています。

以上が現状となりますが、スポーツ少年団の重要性も十分私どもも理解しております。子どもの数の減少とともに、スポーツ少年団の単位団も、そして団員数も減り、1人当たりの負担も増加していますので、今後、照明料の減免につきましては検討させていただきたいと思います。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 2番 渡邊成章さん。

○2番（渡邊成章） 丁寧な説明ありがとうございます。

近年では子どもの人数が少なくなっておりますので、団体スポーツを行うことが難しくなってきています。その環境の中で、実際にほかの町のチームと合同で練習が行われています。今回お声をいただいたのも、こうした交流の中で生まれてきた疑問です。

ただいま説明していただいたとおり、年間12万円の負担ということで、これは実費で徴収というのも理解はできるんですが、年間12万円の負担ということなら、これは可能なのではないかと感じました。ぜひ子どもたちのために実現していただきたいと思っています。

これで私からの一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（後藤一夫） 次に、5番 後藤香代里さん。

（5番 後藤香代里さん 登壇）

○5番（後藤香代里） 議長のお許しをいただきましたので、私からは本日、防災に関連して2問、防災安全室と建設課に質問させていただきます。

先に林議員も口にされましたけれども、東日本大震災から15年がたちました。いまだに2500人以上の方が行方不明とのことで、探し続ける関係者の皆さんのことを思うと、とても胸が痛みます。

一昨日3月11日は、町が鳴らしていただいた14時46分のサイレンに合わせて、私もかの地へ思いをはせるとともに、震災の教訓を次世代へつなぐんだという思いで黙禱をささげました。自然災害の多い我が国において、防災・減災はそこに暮らす人々の命と暮

らしを守るために、取り組むべき最優先課題の一つであると考えております。

国は、災害対応の司令塔となる防災庁の設置法案を3月6日閣議決定し、2026年秋の発足を目指しています。大規模災害に備え、国民の命と暮らしを守り抜くということを目的としており、防災・減災に対する国の本気度が伝わってきます。

申し上げるまでもなく、八百津町も自然災害とは無縁ではありません。1983年の木曾川氾濫、2010年の土砂崩れ、2021年の竜巻など、枚挙にいとまがありませんが、私自身も2018年の9月、台風による倒木によって発生した停電、水道管の破損により、3日半電気や水道のない生活を経験し、当たり前の日常生活の尊さに気づかされました。

そこで、今日は八百津町における防災に関して、二つの質問をさせていただきます。

1つ目の質問は、防災士の連携についてです。

まず初めに、防災士とはですが、防災士は日本防災士機構が認証する民間資格で、自助・共助・協働を原則とし、社会の防災力向上のために十分な意識、知識、技能を持つ人のことを指します。2月の末時点で、全国で約35万人が登録しているそうです。

ここ八百津町におきましても、美濃加茂市と他の加茂郡町村とともに構成している、みのかも定住自立圏合同で、令和4年度より防災士養成講座を開催しており、たくさんの防災士が誕生しています。私自身も令和6年度に防災士を取得させていただきました。

次に、防災士の役割について確認したいと思います。定住自立圏における防災士養成講座の目的は、地域の防災訓練や災害時に救護・救援活動を担うこととされております。また、日本防災士機構によれば、防災士には、地域や職場でリーダーシップを発揮し、平常時の備えや啓発、災害時の避難誘導、避難所運営を行う、人命を守る役割が期待されています。

さて、みのかも定住自立圏の中で生まれた防災士の皆さんは、こうした役割を果たすことができているのでしょうか。定住自立圏で養成していただいた防災士の皆さんが、個人でさきに述べたような役割を十分に果たすことは難しいと思います。

そこで、ご提案です。防災士が町と連携して活動できるよう、仕組みをつくってはいかがでしょうか。

○議長（後藤一夫） 防災安全室長 鈴木 彰さん。

○防災安全室長（鈴木 彰） 後藤議員のご質問にお答えします。

まずは、防災士、また、みのかも定住自立圏によります防災士養成講座につきまして、後藤議員が説明されていますので省略をさせていただきますが、定住自立圏におきまして、防災士養成講座などを共同開催することにより、受講者としては、他市町村の受講者との情報交換・連携による防災士の能力向上、また、防災士のネットワークづく

り、行政側としましては、開催費用の削減、防災担当職員同士の情報交換・連携などが期待されております。

定住自立圏によります八百津町の防災士取得者は、令和4年度以降、合計12名おります。内訳としましては、男性9名、女性3名、地区別ですと、久田見、福地、潮南の東部地区は3名、八百津、和知、錦津の西部地区は9名となっております。

防災士と八百津町が協働で防災・減災に取り組めるような仕組みづくりについてです。現在、八百津町内には、防災士同士がつながる仕組みが整っていない状況ですが、定住自立圏の防災士養成講座にて資格を取得されました八百津町の防災士の皆様に対し、まずは意向調査を実施し、そして、意見交換の場を設けることを予定しております。意見交換におきまして、防災士の方々のやりたいこと、望んでいることを拾い出し、防災士が自発的に、また主体となることができる活動を進めるために、町としては会議の場の提供や、必要な予算の確保など後方支援を行いながら、防災士の自主的な活動を支える形で地域全体の防災・減災を推進することを考えております。

さらには、定住自立圏における防災士養成講座以外で取得されている防災士の方々にも対象を広げ、そういった方々も含めた活動の場を提供し、防災士と八百津町が協働で防災・減災に取り組む仕組みとなるよう、検討していきたいと思っております。

また、加えまして、来年度以降も継続します定住自立圏における防災士養成講座によりたくさんの方にご参加いただき、防災士を取得されるよう啓発していくとともに、フォローアップ研修におきましても、市町村域を超えた交流から違う目線、違う発見もしていただけるよう、参加を促していきたいと考えております。

以上で、後藤議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 5番 後藤香代里さん。

○5番（後藤香代里） 防災士の連携について、まずは意向調査、意見交換の場を設けていただけるということで、皆さんからどのような意見が出るのか、私自身も楽しみにしております。また、後方支援として、会議の場、予算などもご検討をいただけるということで、こちらの後方支援も大変ありがたいものです。

また、私自身感じましたが、講座に参加するということで自分自身の命を守ることができる、地域の皆様の命を守ることができる資格を得られたと思っております。より多くの皆様に令和8年度の講座に参加していただいて、多くの防災士が誕生することを願っております。

さて、すみません、もう一点、町の防災力をアップするために、こうした連携が大切だということは、町のほうでもご理解いただけるというところです。とはいえ、大規模

な災害が起きたときには、役場も消防団も防災士も、すぐに皆さんの元に駆けつけられるわけではありません。基本は自分の命は自分で守ることが大事だと思っております。

一たび南海トラフ巨大地震が発生すれば、八百津町も例外なく激しく揺れることが予想されます。例えば、住民の方と何を備えたらいいかということに関してお話しさせていただいたときに、例えば、トイレについて、裏山や畑で用を足すから大丈夫というような答えが返ってくる場合があります。朝早く寒いとき、夜暗くなってから、外で用を足すことは容易ではありません。それがトイレに行く回数を減らそうとなり、そのために水分や食事を控えるようになり、さらには、それによって体調を崩す、こうした連鎖が起きやすくなります。

今、トイレを例に出しましたが、最低3日分の水や食料、トイレ、家具の固定、ハザードマップの確認、避難行動のシミュレーションなど、お一人お一人が自分事として備えることが重要です。こうした自助、自分の命は自分で守るについても、今後、防災安全室のほうから引き続き広報で流したり、避難訓練などで呼びかけていただけたらと思いますが、どのようなお考えでしょうか。

○議長（後藤一夫） 防災安全室長 鈴木 彰さん。

○防災安全室長（鈴木 彰） 後藤議員のご質問にお答えします。

まず、モデル自主防災組織の活動支援事業を基に、各自治会でもいろんな活動をしていただいております。そういったところを中心に、後藤議員も言われたとおり、自分の身は自分で守るという意識づけをどんどん図っていくように、広報とかは進めていきたいと思ひますし、やっぱり誰一人命を落とすことがないような八百津町になるような活動をしていきたいと思ひます。どうかよろしくお願ひします。

以上で答弁を終わります。

○議長（後藤一夫） 5番 後藤香代里さん。

○5番（後藤香代里） 今、室長のほうからも、誰一人命を落とさせないということで、私も町と連携しまして、防災・減災の力を高めていけるよう努力してまいりたいと思ひます。

続きまして、防災に関連してもう一問、建設課にお尋ねいたします。

防災の一丁目一番地は、住宅の耐震化だと言われております。記憶に新しい2024年1月1日に発生した能登半島地震では、死因の9割余りが建物の倒壊による圧死でした。地震の発生から約2年となる2025年12月23日、国土交通省が設置した有識者委員会が、能登半島における耐震等級2以上の木造住宅は、ほぼ無害であったと報告しました。つまり、もし耐震化が進んでいれば、倒壊による圧死を減らし、避難所生活の長期化や孤

立集落の発生を緩和できたのかもしれないということを意味しています。

八百津町では、能登半島にある穴水町と災害時相互応援協定を結んでいます。地震から1年半がたった昨年7月、議会の皆さんとともに穴水町を訪れました。そこで目にしたのは、倒壊してそのままになっている家屋、住宅の再建が進まず、仮設住宅に住んでいる方もたくさんいらっしゃいました。

こうした教訓からも、古い木造住宅が多く立ち並ぶ八百津町において、住宅の耐震化は町民の皆様の命と暮らしを守るために喫緊の課題だと感じております。八百津町には耐震化に関連した制度が複数ありますが、その利用状況はいかがでしょうか、お答えください。

○議長（後藤一夫） 建設課長 平井靖司さん。

○建設課長（平井靖司） 後藤香代里議員のご質問にお答えします。

住宅の耐震化は、地震発生時における被害を軽減する上で極めて重要であると認識しております。八百津町では、住宅の安全性を向上させ、震災被害を未然に防ぐことを目的とし、昭和56年5月以前の旧耐震基準の木造住宅に対し、専門家による耐震診断や耐震補強の改修費用の一部を助成する事業として、木造住宅耐震診断事業及び建築物等耐震化促進事業を実施しております。

木造住宅耐震診断事業は、岐阜県木造住宅耐震相談士による耐震診断を無料で行う事業です。建築物等耐震化促進事業は、耐震診断を行った結果、耐震補強が必要であると診断され、耐震改修工事を行った場合、最大108万9000円を補助する事業でございます。

ご質問の利用状況でございますが、過去5年間における木造住宅耐震診断の実施件数は10件であり、そのうち耐震補強に至った件数は2件となっており、耐震診断から耐震補強への移行は少ない状況にあります。近年頻発する大規模地震の影響を受け、町民から耐震診断の問合せがございますが、耐震改修は工事費が高額になることや工事期間中の住居の使用が制限されることなどから、耐震化が進まないと考えられますが、耐震診断を受け、建物の耐震性を把握するという意味では、非常に大きな効果があると思います。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 5番 後藤香代里さん。

○5番（後藤香代里） 答弁いただき、ありがとうございました。

耐震の診断が10件、そして補強が2件ということで、その補強に至らない理由として、高額、工事中の住まいの確保等が挙げられました。こうした制度を実はまだまだ知らない方が多いということを、住民の皆さんとお話ししていて感じております。

町としましては、どのようにこのような制度があることを広報いただいているでしょうか。その辺りをお聞かせ願えればと思います。

○議長（後藤一夫） 建設課長 平井靖司さん。

○建設課長（平井靖司） ご質問にお答えします。

支援制度の周知方法でございますが、町の広報誌やホームページへの掲載を行うとともに、毎年地区を選定して対象住宅へ戸別訪問し、無料の耐震診断や耐震改修の補助制度を直接PRしております。また、来月発送予定の固定資産税納税通知書に同封される案内文書に「家屋の適正な管理について」を掲載し、木造住宅の無料耐震診断及び耐震改修工事に係る費用の助成について住宅所有者へ周知を行います。

今後も引き続き、住宅の耐震化の推進に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 5番 後藤香代里さん。

○5番（後藤香代里） 広報を引き続き、ホームページや地区訪問を通して周知を進めていただけたら、ありがたいです。また、固定資産に関する文書のほうでもお知らせいただけるということで、ぜひさらに多くの方にこの制度を知っていただければと思っています。

もう一点、お伺いします。今回ご説明いただいた耐震診断、耐震補強の制度を建設課のほうでお持ちということですが、ほかにも耐震化に関連して何らかの制度、建設課以外でもありましたら教えていただけたらと思うんですが、何かありますでしょうか。

○議長（後藤一夫） 建設課長 平井靖司さん。

○建設課長（平井靖司） ご質問にお答えします。

耐震改修工事を行った場合、その他の支援制度としまして、所得税の住宅耐震改修特別控除と固定資産税の減額措置があります。所得税の住宅耐震改修特別控除は、確定申告時に町または建築士が発行する証明書などを添付することにより、所得税の控除を受けるものでございます。固定資産税の減額措置は、耐震改修工事完了後3か月以内に町または建築士が発行する証明書などを添付し、役場町民課へ申告することにより、一定の期間、その住宅の固定資産税が2分の1に減額されるものです。

それぞれ適用を受けるための要件がございますので、所得税の住宅耐震改修特別控除につきましては税務署へ、固定資産税の減額措置につきましては役場町民課へお尋ねいただきたいと思います。

また、地震保険におきまして、古い住宅であっても耐震性能を有する場合には、保険

料が割引となる場合がございますので、保険会社にお問い合わせいただければと存じます。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 5 番 後藤香代里さん。

○5 番（後藤香代里） 今、3 点教えていただきました。所得税の特別控除、そして固定資産税の減免、そして地震保険の割引等、こうした制度ももし耐震化を検討されている方にお伝えすることができるならば、もしかしてその補強工事の割合が増えるかもしれないというふうに感じました。この辺りもぜひ広報をしていただく際に加えていただけたらと思います。

最後に、冒頭に国の取組として防災庁の設置について触れましたが、岐阜県議会のほうでも江崎知事が地震防災対策への取組を問われた際に、このように述べられました。

「新年度当初予算案においても、防災を最重要課題の一つと位置づけて、地震防災対策を進めてまいります」と述べるとともに、来年度、南海トラフ地震の被害想定を見直すことにしていて、その結果を踏まえて具体的な対策の検討を進めるようです。八百津町としましても国や県の動向も注視しながら、災害に強いまちづくりを全町挙げて進めていただけたらと願っております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤一夫） ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は、追って連絡いたします。

午前10時38分休憩

午前10時50分再開

○議長（後藤一夫） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第4、議案第4号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第10号））、日程第5、議案第5号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第11号））、日程第6、議案第6号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第12号））、3件を一括議題といたします。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第7、議案第7号 八百津町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第8、議案第8号 八百津町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第9、議案第9号 八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第10、議案第10号 八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

後藤香代里さん。

○5番（後藤香代里） お尋ねします。ページは25ページの上の段、改正後に教頭マネジメント支援員という役職があるんですが、これのどのようなお仕事か詳細を知りたいのと、もう一点、改正前にあった結婚相談員という職種がなくなったんですが、これは相談員をなくした経緯が分かれば、教えてください。

○議長（後藤一夫） 教育課長 大鋸 悟さん。

○教育課長（大鋸 悟） ご質問にお答えしたいと思います。教頭マネジメントというお話なんですが、八百津中学校に1名配置をいたします。八百津中学校は町内でも一番大きい学校となっておりますので、その中で、教頭とその全体を補佐する立場として1名を配置します。こちらの事業につきましては県の事業となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（後藤一夫） 総務課長 上野義治さん。

○総務課長（上野義治） 結婚相談員につきましては、ちょっと時期は定かではないですが、もう既に以前からこの役職はなくなっておりましたので、それで修正のために削除させていただいたということでございます。

○議長（後藤一夫） 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第11、議案第11号 八百津町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第12、議案第12号 八百津町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第13、議案第13号 八百津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第14、議案第14号 八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第15、議案第15号 八百津町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑の発言を許します。

質疑は。

赤塚孝博さん。

○6番（赤塚孝博） 何点か質問します。この条例については緊急銃猟制度が関係するんだと思いますが、これは何人ほど隊員の人数を考えてみえるかということと、それから年齢制限についてと、隊の構成要件、隊長があるとか副隊長があるとかということと、この条例をつくる他の市町村をいろいろ聞いてみたんですけど、可茂管内ではどれぐらいの市町村がこの条例を制定してみえるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（後藤一夫） 農林課長 中嶋孝治さん。

○農林課長（中嶋孝治） 赤塚議員の質問に対して、お答えいたします。

その前に、少しこちらから補足をさせていただきます。議案第15号で提出しております条例案では、実施隊の設置に関する基本的な事項を規定しております。今回、実施隊の設立を行う理由の一つとしまして、鳥獣による農作物の被害防止のほか、令和7年9月1日、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の改正により、人の日常生活圏に熊等が出没した場合、地域住民の安全確保の下で、市町村の判断で銃による猟が可能となる緊急銃猟制度が開始されたことが理由でございます。条例の第8条において、実施隊及び実施隊員の職務等に関し、必要な事項は規則で定めるとしています。

まず、ご質問のありました定員に関してでございますが、緊急的な状況を考えますと、隊員の適切な数を定めることが困難なため定員は設けておりませんが、八百津町では、

現時点では総勢で40名から50名規模を想定しています。

年齢制限につきましては、被害防止のための捕獲などの任務があり、隊員の資質として狩猟の経験があることが望ましいと考えています。任務に従事可能であれば年齢は問いませんが、わな猟の場合は18歳、銃猟の場合は20歳から狩猟免許が可能となるということが一つ条件となります。

組織としましては、隊長及び副隊長を、町長が隊員の中から任命することとしておりまして、庶務は農林課のほうで行います。

近隣の市町村の状況でございますが、実施隊自体の令和6年4月時点の数値でございますが、加茂郡では7町村のうち4町村が設置しているという状況でございます。

以上です。

○議長（後藤一夫） 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第16、議案第16号 八百津町小口融資条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第17、議案第17号 八百津町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第18、議案第18号 八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第19、議案第19号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第20、議案第20号 令和7年度八百津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第21、議案第21号 令和7年度八百津町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第22、議案第22号 令和8年度八百津町一般会計予算を議題といたします。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

林 俊宏さん。

○9番（林 俊宏） 令和8年度の一般会計予算ですね、73ページの備品購入費で熊対策ドローン258万1000円。これは大きさと何か何機購入されて、免許を持っている方がどういうふうなんか、ちょっと説明をお願いしたい。

それと、一遍に言っちゃいますね。川祭り行事の補助金でございますが、今、物価高騰というようなことも含めて、何で100万上乗せしたのか。ほかの形で何かしらの協力金ということで100万上乗せかなということと、それからもう一つ、防災対策用の車両購入費ですけど、1377万。これについては、J－A L E R Tのワンボックスカーを購入ということなんですけど、ちょっとイメージが湧きませんので、ちょっとその辺の説明をお願いしたい。この3点、どうぞよろしくお願いします。

○議長（後藤一夫） 農林課長 中嶋孝治さん。

○農林課長（中嶋孝治） まず初めに、ご質問のありました熊の総合対策費の備品購入費でございます。これは国の補助事業でクマ類総合対策事業費補助金というのがございまして、そちらを活用して、緊急時に対応するための備品であつたり消耗品等を購入する事業でございます。

現時点で備品の購入費として想定しておりますのは、トレイルカメラ、自動で動物とかが通り過ぎたときに記録に残すカメラでございますが、トレイルカメラ4台。フラッシュライト、これは明るく照らして動物がいるのかいないのか確認するための強力なサーチライトのようなものでございます、フラッシュライト6本。あとは盾、熊などの緊急銃猟に際して前線に出たときの、熊などが突撃してきたときの防護盾を6基。

このほかに、ドローンの購入を予定しておりますが、ドローンにはサーチライトやスピーカーを附属させていきたいと思っておりますが、ドローンで熊の出没情報が出た現場で赤外線等で熊の存在を確認したいということで、ドローンとサーチライト、スピーカーを附属品して購入をしたいということで予定しておりますが、現時点ではあくまで予定ということで、内容については今後、再検討しまして変わる予定がございしますが、そのようなものを備品購入費として予定をしておるところでございます。

○議長（後藤一夫） 地域振興課長 赤塚 誠さん。

○地域振興課長（赤塚 誠） 2つ目のご質問の100万円の花火の上乗せでございますが、こちらは林議員もおっしゃったとおり、物価高騰によります花火の減少が見られますので、そちらのほうに充てさせていただきます。

以上です。

○議長（後藤一夫） 防災安全室長 鈴木 彰さん。

○防災安全室長（鈴木 彰） 災害対策費の備品購入費は二つございます。まず、防災対策用車両購入費は1377万円、そして、防災対策用備品購入費517万5000円、これは別物でございます。

まず、上の防災対策用車両購入費から説明させていただきます。可児市の株式会社ト

イファクトリーが製作しております多目的車両マルモビというものを購入するものでございます。この車両は、災害時など、もしものときにトイレカーや救護室として活用し、平時には、物資輸送やイベントでの展示など幅広い用途での使用を目的としております。

もう一つの防災対策用備品購入費517万5000円につきましては、今年度、補正予算で J－A L E R T の受信機を更新いたしました。その J－A L E R T の受信機の周辺設備になるんですが、J－A L E R T が緊急情報を受信した際、防災行政無線などを自動で起動させる周辺機器の更新費用をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（後藤一夫） そのほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第23、議案第23号 令和8年度八百津町国民健康保険特別会計予算、日程第24、議案第24号 令和8年度八百津町後期高齢者医療特別会計予算、以上2件を一括議題といたします。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第25、議案第25号 令和8年度八百津町介護保険特別会計予算を議題といたします。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第26、議案第26号 令和8年度八百津町水道事業会計予算、日程第27、議案第27号 令和8年度八百津町下水道事業会計予算、以上2件を一括議題といたします。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第28、議案第28号 八百津町と美濃加茂市との間の学校腎臓検診事務の委託についてを議題といたします。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

後藤香代里さん。

○5番（後藤香代里） 美濃加茂市に委託するということだったと思うんですが、委託することによって節約できる金額とか分かれば、教えてください。

○議長（後藤一夫） ここで、しばらく休憩をいたします。

午前11時13分休憩

午前11時18分再開

○議長（後藤一夫） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

教育課長 大鋸 悟さん。

○教育課長（大鋸 悟） 大変お待たせしました。お答えをいたします。

幾らという話ですが、今年度の金額をお伝えして、その金額が今度、定住自立圏のほうで動くということになるかと思いますが、定住自立圏に関しましては均等割と生徒数割というふうになっておりますので、改めて計算が出てくるかと思っております。

ちなみに、今年度は小学校で7万7900円、中学校で4万7600円でございますので、合計いたしまして12万5500円という金額になります。この金額が来年度予算からなしになりまして、今度は定住自立圏のほうで全町村の計算の下に支払われる金額で出てくるという形になるかと思います。

○議長（後藤一夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第29、議案第29号 町道の路線認定についてを議題といたします。

これより質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（後藤一夫） ただいま議題となっております議案第4号から議案第29号までの各案件は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付またはタブレットに配信いたしました委員会議案審査付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、審査は3月18日までに終了し、その結果を議長に報告をお願いいたします。

○議長（後藤一夫） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日から3月18日までの5日間、委員会開催のため、休会にしたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） ご異議なしと認めます。よって、明日から3月18日までの5日間、休会することに決定いたしました。

3月19日は議会全員協議会終了後、本会議を開きます。なお、3月19日の日程表は、当日タブレットに配信または配付いたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時21分散会

会議の次第について、相違ないことを証するため地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

8 番 議 員

9 番 議 員